

令和3年9月8日（水）

立憲民主党コロナ対策本部

- ① 小学4年生以上に対する学校での抗原検査の実施のあり方について、医師会に意見・了解を求めた際の文書を提出のうえ説明して下さい。
- ② ①について、医師会からの回答の文書を提出の上、説明して下さい。
- ③ 本当に医師会は、検査キットによる子どもの学校での検査を了解したのか、回答して下さい。また、全国の自治体で、子供の検査はしない、という動きがあれば、その状況を説明して下さい。

- 医師会とは別紙のとおり抗原簡易キットについてやり取りしていたところです。
- 中学校・小学校、幼稚園等に対して配布する抗原簡易キットについては9月上旬から順次配布中であり、現時点で、文部科学省では事例について把握しておりません。

【文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

(参考資料)

公益社団法人日本医師会との抗原簡易キットに関するやりとり

令和3年9月7日
文 部 科 学 省
健康教育・食育課

令和3年8月25日（水）

○文部科学省から日本医師会に対して以下の資料を送付。

- ・ 「幼稚園等における抗原簡易キットの活用の手引き」
- ・ 「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」
- ・ 「児童生徒が使用する際の留意事項」

(※以下、「手引き等」という。)

令和3年8月27日（金）

○日本医師会から文部科学省に対して手引き等に係る下記の指摘事項を送付。

- ・ キットの使用について「有症状者に実施した場合に正確性が高い」という記載を「有症状者に対して適正に使用した場合に正確性が高い」とすべき。
- ・ 「出勤後」と記載するべきところが「登校後」と記載されている。
- ・ 検査結果が陰性だった場合について、「医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機する」という記載について、医療機関の受診が原則であることが伝わりにくいため修正すべき。
- ・ 「採取した綿棒」と記載するべきところが「摂取した綿棒」と記載されている。

令和3年8月31日（火）

○文部科学省から日本医師会に対して27日の指摘事項等を反映した修正版の手引き等を送付。

○同日、日本医師会から文部科学省に対して修正版の手引き等を確認した旨回答。

④ 不織布マスクを小児科医学会が推奨していますが、低所得家庭の子どものために、学校、幼稚園、保育園、認定こども園等で不織布マスクの無償提供をすべきではないか、回答して下さい。

- 実際にどのようなマスクを着用するかは各家庭の判断もあり、また、現在、マスクは十分に流通している状況にあるため、国が児童生徒等に直接不織布マスクを配布することは考えておりません。
- 文部科学省としては、今後の感染状況等に応じ、各学校が必要な感染症対策を講じて教育活動が継続できるよう、「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」により支援を行っているところであり、今後も必要な支援を実施してまいります。

【文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

⑤ 学校に配付した検査キットを子供の検査に使うことは、学校現場や医療関係者からの反対意見も強いので、撤回すべきではないか、萩生田大臣に相談の上回答して下さい。

- 抗原簡易キットの児童生徒への使用については、登校後体調が悪くなった場合はすぐに帰宅させ、医療機関の受診を指導するという原則を徹底することとしています。
- その上で、直ちに医療機関を受診できない場合などの際の補完的な対応として使用することを考えており、抗原簡易キットの使用対象から小中学生を除くことは考えておりません。
- なお、検査に当たっては、教職員本人、又は児童生徒本人が、教職員が立ち会った上で自ら検体を採取することとしており、立ち会う教職員については、被検者から飛沫を浴びないように、被検者との間に十分な距離を確保するなど、感染症対策に留意することをお願いしております。

【文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

⑥ 前回会議の文科省の回答資料では、抗原簡易検査について「直ちに医療機関を受診できない場合などの際の補完的な対応として使用する」とされていますが、「直ちに医療機関を受診できない場合に限り」と変更すべきではないか、回答して下さい。

○ いただいた御意見等を踏まえ、「直ちに医療機関を受診できない場合に限るなど」と変更する方向で進めます。

【文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】

⑦ 小中学校においてオンライン授業を行った場合の出欠の扱いが、自治体間で統一されていないと聞いています。受験にも影響があるのではないかと不安の声もありますが、実態と文部科学省としての対応状況と見解をお示してください。

- 文部科学省としましては、まず、新型コロナウイルス感染症への対応としてやむを得ず学校に登校できない児童生徒の出欠の取扱いに関して、
 - ・ やむを得ず学校に登校できなかった日数は、指導要録上、「出席しなければならない日数」から除外することとされており、「欠席日数」として記録しないこと
 - ・ 進級・進学、入試等において、例えば、出席日数等により、不利益を被ることがないようにすることなどをこれまでもお示しをしてきたところです。

- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であることから、各自治体や学校に対して積極的な取組を促しています。

- なお、こうした取組の一環として、一定の方法（※）によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、「オンラインを活用した特例の授業」を行ったものとして指導要録に記録することとしています。

（※）① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

- 現在も新型コロナウイルス感染症の感染状況が予断を許さない状況が続いており、教育委員会や学校関係者、保護者等に対しては、こうした考え方について丁寧に説明・周知を図ってまいりたいと考えております。

【文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 03-6734-2369】

⑧ 現在、ワクチン接種の対象は満 12 歳以上とされています。早生まれの子どもは接種機会が遅れることから不安が募っています。中学受験をする小学校 6 年生が、誕生日によってワクチンを打てるかどうかの違いが出ることについて、文部科学省の見解をお示しく下さい。

○ 児童のワクチン接種の有無にかかわらず、各実施者において、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合った感染症対策を講じるようお願いしています。

【文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-4950】